

宮古教育時報

発行者 沖縄県教職員組合
 宮古支部 情宣紙
 TEL 72-3328 FAX 73-2603
 ◇ 各分会の情報をお知らせ下さい。
 E-mail: otu-m@miyako-ma.jp

第40回支部定期大会終了!

去る7月9日(金)、第40回支部定期大会が熱気に包まれる審議を重ね、無事前年度の総括、今年度の運動方針案が採決されました。各分会長をはじめとする皆様のおかげで、委任状のとりまとめがスムーズに行われ、また、当日の出席者も時間内に集合してくれ、例年より大会を早めに開始することが出来ました。議長団に鏡原中分会の下地和吉さんと久松中分会の濱川朋之さんが選出され、スムーズに会が進行しました。各分会からは事前の修正案や質問等はなかったものの、当日の質疑や感想等が色々でて、とても活発な(1時間もオーバー《汗&喜》)大会となりました。書記を務めてくれた北中分会の宮國真紀さんには、とても丁寧に記録をしてもらいました。みなさんのご協力ありがとうございました。

“「教え子を再び戦場に送るな」の誓いを新たに、教育の国家統制に反対するたたかいを、組織の総力をあげて推進しよう。”のもと、以下の大会スローガンが採択されました。

- 一、「勇気を持って一声」運動で組合加入を強力に促進し、分会・各専門部・支部組織を強化しよう。
- 一、家庭、地域、学校と共に、子ども達のための教育に取り組み教育研究活動を強化発展させよう。
- 一、学校現場を分断、競争させる「教職員評価システム」の廃止を含めた、抜本的な改正を求めよう。
- 一、教職員の労働条件の整備を図り、心身ともに健康で、安心して働ける職場創りをかちとろう。
- 一、日本国憲法の改悪に反対し、平和憲法の理念を活かす取り組みを進めよう。
- 一、未来を担う子ども達に平和な沖縄を残すために、戦争関連法の撤廃をめざし、下地島、宮古両空港の軍事利用と野原基地の基地機能強化に徹底して反対しよう。
- 一、退職手当で・一時金・給与削減などの賃金カットを阻止し、生活と権利を守るために、義務教育費国庫負担制度2分の1の復活を目指す取り組みを強化しよう。

知ってました?年金支給と定年制延長と賃金低下!

公的年金の支給が65歳に引き上がるのにもとない、公務員の定年延長が検討(ほぼ確実)されています。年金との関わりで、現在56歳の方から段階的に定年を延長し、現在50歳以下の方は65歳定年になる予定です。それと生涯賃金とのからみで、給与体系が大きく見直され、2010年の人事院勧告で50歳代後半からの給与引き下げの勧告が出される可能性があります。具体的には56歳(?)において現在の昇給停止から、大きく賃金カーブが低下する提案がされています。そのことに対して、“現場から抗議の声をあげよう緊急行動提起”がなされています。取り組み期間は7月27日迄となっています。(詳細は沖教組本部より各分会宛に郵送(FAX)されていると思いますが、不明な点についての問い合わせは支部の方まで。)

私たちの給与は昨年的人事院勧告で12月からダウンしており、また2008年度から県独自のカットが行われているにも関わらず!!(怒)

女性部・青年部総会滞りなく終了

第39回女性部総会

「7月3日（土）、沖教組第39回女性部総会が開催されました。討議の中で「権利を使えるように交渉を」との要望がありました。幼保一元化の中で沖縄の幼稚園の問題、多くの現場での厳しい状況、そしてその中で労働条件の改善があった等うれしい報告がありました。

「子どもたちの平和な未来のために、辺野古新基地建設に反対する決議」「子どもを貧困からまもるための施策を要求する決議」「教職員に心のゆとりと働きやすい職場環境を求める要請」「男女共同参画社会をめざし、男女平等教育の推進を求める決議」の4本の決議が採択されました。

総会終了後、高教組北城博子副委員長を講師に権利学習会が行われました。「周りに迷惑をかけるの権利が取れない」との声に「誰かが休むと仕事に支障が出るのは当然。支障が出ないように休め、という管理者の言葉はおかしい。支障の出るところに校長が入ってくると助かるよねえ」と歯切れ良い話しぶりに多くの参加者がうなずきました。「権利の行使ができない」という意識を「お互い様」という仲間の支えあいに持っていけるかどうかポイントのひとつでしょうか。」（本部ホームページより）

さて私たちの諸手当や休暇等は、組合が県との団体交渉（残念ながら今のところ労働協約締結権がないため、紳士協定となっており、それを破られても裁判を起こすことは出来ない！）で話し合わせ、県議会の条例などで決定されています。そのため、法令順守の立場から組合員でない方たちも一律に権利が与えられています。しかし、組合運動がなければそのような諸権利の整備もなかったし、運動が衰退すれば、権利を剥奪されてきた事例も多くある。さらに、2012年度からの公務員制度改革では、私たち公務員の労働組合も労働基準法適用化になるよていです。その際、「人事院勧告制度」を見直し、組合との団体交渉による「労働協約」の締結により、賃金や労働条件が決定される仕組みになります。労働基準法の「過半数労働制」原則で、各分会や市町村連合分会単位で全教職員（臨時を含む）の過半数以上の組合組織がないと、団体交渉が思うようにできなくなる可能性があります。現在の沖教組は約50%（正規教職員のみ）の組織率ですが、臨時を含めると過半数に満たない状況です。このままでいくと労働組合が実質的に無くなる可能性も否定できません。（特に20～30歳代の組織率が極端に低い！）

組合は相互扶助的なものだと思います。10あるうちの8を貰っても、残りの2を貯金や他の助けのために取っておく。しかし、実際は1つも出さないで10貰っている方（未加入者）がおり、そのことがお互いの首を絞めることになっているのが現状です。今後のことを考えても全員が組合に加入してもらい、“自分たちのことは自分たちで”をモットーに団結していかなければ非常に厳しい時期にさしかかっている。

第28回青年部総会

7月10日（土）に青年部総会が開催されました。2時間の予定で、議案の審議は修正案もなくスムーズに進みましたが、職場からの報告では、多忙化に関する問題点が多々出されました。その中でも、校内人事で、ある分会では何の調整もなく、年度開始ギリギリで校内人事の発表があり、一人でいくつもの校務分掌を任せられ、「非常に苦しい思いをしている」等の声があがりました。その意見に対し別の分会では、校内組織の中に、“校務分掌委員会”という組織があり、校務分掌の割り振り調整を管理者ではなく分会員が行い、最終調整を管理者と行っていて、大変スムーズに校内人事が行われているとのこと。どちらの方が民主的で、なおかつ管理者にとっても職員にとっても有意義なものになるか、一度各分会でも話し合ってみる価値は大だと感じました。

夏休みの支部予定

夏休みまであとわずか、学校現場では学期末整理におわれて忙しい日々を送られていることかと思えます。あと一息ですね。

さて、宮古支部では先日お知らせしたとおり夏期教育実践講座を行います。（8月17日《水》～8月18日《木》）是非、多くの方の参加をお待ちしております。（参加申し込み書有り）また、8月20日（金）18：00より県議・市議との学習会を教育会館ホールにて行います。各分会の諸課題等の情報を支部までお寄せ下さい。（参加を待っています！）議員との話し合いで議会に取り上げて貰い、解決した課題も多々あります。（宮古関係では選手派遣費など）

